

第 1 回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 7 月 29 日（月） 11:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野賃金室長	<p>それでは定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また大変暑い中、令和 6 年度第 1 回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、この度、岐阜県最低賃金専門部会委員に任命されましたので、お手元に任命辞令をお配りしておりますので御査収ください。</p> <p>専門部会の構成委員につきましては、資料 No. 1（1 ページ）「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会委員名簿」をお配りしております。</p> <p>本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございしますので、この名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>本日は、全委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。</p> <p>本日は、第 1 回目の専門部会ですので、部会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。</p> <p>まずは、議題 1「岐阜県最低賃金専門部会部会長、部会長代理の選出について」です。</p> <p>最低賃金法第 25 条第 4 項の規定に基づき、部会長及び部会長代理は公益委員の中から選出していただくことになっております。</p> <p>公益委員から御推薦をいただき、選出することとしてよろしいでしょうか。</p>
--------	---

各側委員	異議なし。
平野賃金室長	ありがとうございます。 それでは、公益委員から御推薦をお願いいたします。
高橋委員	それでは推薦させていただきます。 部会長に栗山委員、部会長代理に宮坂委員を推薦させていただきます。
平野賃金室長	ただ今、高橋委員から「部会長に栗山委員、部会長代理に宮坂委員」を御推薦いただきました。 御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
各側委員	異議なし。
平野賃金室長	ありがとうございます。 部会長に栗山委員、部会長代理に宮坂委員が選出されました。 それでは、ここからの進行を栗山部会長をお願いいたします。
栗山部会長	ただ今、部会長に選出されました栗山といたします。よろしくお願ひします。 この専門部会は色々注目を集めているといたしますか、岐阜の最低賃金をどうするかということを重大な関心を持って皆様見守ってみえると思います。 是非充実した審議を尽くしまして全会一致で結論が出ますことを考えております、祈っております。 そういった議事進行に努めていきたいと思ひますので、是非、皆様御協力お願いいたします。 それでは、議事を進めてまいりたいと思ひます。 次に、 議題2「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）について」 です。 事務局から説明をお願いいたします。

平野賃金室長	資料No. 2（3ページ）「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）」を御覧下さい。 内容については昨年度と同様となっております。 以上となります。
栗山部会長	ただ今説明のありました「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）」について、御意見を伺いたいと思います。 まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	はい、異議ありません。
栗山部会長	続きまして使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
栗山部会長	異議がないようですので、この案で決定したいと思います。 規程の（案）を削除し、附則に本日の日付を入れてください。それでは次の議題に移ります。 議題3「岐阜県最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」 です。 事務局から説明をお願いします。
平野賃金室長	説明いたします。 岐阜県最低賃金専門部会の公開については、「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき公開範囲を決めていますが、昨年度の第3回専門部会から、公労使三者が集まって議論を行う場については傍聴人を入れ議事を公開し、公労・公使の二者協議については、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としていました。 また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場についてホームページ掲載により公開しております。

	<p>した。</p> <p>先の第 481 回岐阜地方最低賃金審議会において、専門部会の公開については、昨年度と同様に公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって行われた議論の内容についてはホームページ掲載により公開するとの決議がなされています。</p> <p>審議会の決議を踏まえ、今年度の公開範囲について部会長の判断をお願いいたします。</p>
栗山部会長	<p>岐阜県最低賃金専門部会の議事公開については、「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき、公労使三者が集まって議論を行う場については公開とし、公労、公使の二者協議については、「公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するものと判断いたしまして非公開とさせていただきたいと思えます。</p> <p>併せて、議事録につきましても、公労使三者が集まって行われた議論の内容については、ホームページ掲載により公開するということとさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでよろしいでしょうか。労働者側いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ありません。</p>
栗山部会長	<p>使用者側いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
栗山部会長	<p>それでは、このように決定させていただきます。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p>議題 4 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>まず、関連する資料について、事務局から説明をお願いします。</p>

安藤室長補佐

それでは御説明します。本日お配りしました岐阜県最低賃金の改正決定に関する資料について御説明します。

まず、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における配布資料がNo. 3 からNo. 7 です。

まず第1回目安に関する小委員会の配布資料が資料No. 3 (5 ページ) です。資料の順番についてですが、本来No. 1 からNo. 5 の資料の後に参考資料となるところ、参考資料が先に編纂されていますことを御了承ください。

次に第2回目安に関する小委員会の配布資料が資料No. 4 (165 ページ) です。303 ページから 332 ページまでは欠番となっておりますので、御了承願います。

それでは、172 ページを御覧下さい。

令和6年度賃金改定状況調査結果です。第4表①の一番左上、産業計、男女計をみますと、岐阜県のランク区分Bの1時間あたりの賃金上昇率は2.4%となっており、昨年の2.0%を上回っています。

次に第3回目安に関する小委員会の配布資料が資料No. 5 (414-1 ページ)

それから第4回目安に関する小委員会の配布資料が資料No. 6 (423 ページ)

続きまして第5回目安に関する小委員会の配布資料が資料No. 7 (441 ページ) です。

目安に関する小委員会の配布資料は以上となります。

次に、岐阜県に関する資料、

資料No. 8 (447 ページ)、「岐阜県最低賃金の推移」、

それから生計費に関する資料、

資料No. 9 (449 ページ)、「岐阜市消費者物価指数 (令和6年6月分)」、

それから賃金に関する資料としまして、

資料No.10 (451 ページ)、

「令和6年度の最低賃金に関する基礎調査の結果 (速報値)」です。

それでは、最低賃金に関する基礎調査の内容等について御説明します。真ん中の囲みの2点目を御覧下さい。

調査は県内にある100人未満の1,722事業所を対象に実施、うち829の事業所の9,500人の労働者のデータを労働者数で復元して集計したものとなっております。

調査事項は、項目3に記載のとおり令和6年6月分を対象としています。

次に452ページ、特性値について記載されており、例えば第1・二十分位数はデータを20等分し、低いほうの最初の節せつの者の数値となります。

次に453ページを御覧下さい。

平成29年度から昨年度までの目安額、時間額、引上額、引上率、影響率、未満率と特性値の推移を示したものに、本年度の未満率と特性値を示した表となります。

本年度の未満率は2.1パーセント、時間当たりの平均賃金額は1,423円、第1・20分位数は950円、第1・10分位数は950円、第1・4分位数は1,000円、中位数は1,220円となっております。未満率は455ページのグレー表示の949円のところ、そのほかの数値は459ページ下段の一番左側の数字です。

それから、この最低賃金基礎調査における総括表は、昨年度まで上限額を1,500円としておりましたが、今年度から政府統計窓口イースタットで公表する際の上限額が変更されることからそれに合わせて上限額を2,000円としております。

次に455ページから企業規模別、地域別、年齢別男女計、就業形態全ての時間当たり所定内賃金額の表、460ページから就業形態一般の労働者、465ページから就業形態パートの労働者の表です。

次に470ページから性別、年齢別、就業形態全ての時間当たり所定内賃金額の表、475ページから就業形態が一般労働者、480ページからパート労働者の表です。

以上が最低賃金に関する基礎調査の結果です。

次に春闘の妥結状況です。

資料No.11 (485 ページ)、「連合岐阜による最終集計結果」、
資料No.12 (487 ページ)、「一般社団法人岐阜県経営者協会による最終集計結果」です。

次に事業の賃金支払能力に関する資料です。

資料No.13 (489 ページ)、財務省東海財務局岐阜財務事務所による「岐阜県内経済情勢」です。

岐阜県内の経済情勢については、令和6年7月判断分が公表されておられませんので、令和6年4月22日に公表されました「令和6年4月判断」を提供しました。

次に資料No.14 (501 ページ)、

岐阜県環境生活部統計課公表の「全国・岐阜県の経済指標」、

次に資料No.15 (517 ページ)、「生活保護費と岐阜県最低賃金との比較について (令和6年度)」です。

それでは、この内容について御説明します。

この計算は、中央最低賃金審議会で示している比較方法で、直近のデータを元に算出したもので、令和4年度の生活保護費と最低賃金の比較です。

項目1の(1)生活扶助費はデータの更新がなく昨年のデータと同じ数値です。生活扶助費は、前提が「18～19歳単身」に適用される生活扶助基準額、冬季加算については、11月から翌年3月までの支給となりますので、1年を通じた1か月の平均額は冬季加算額に12分の5を乗じたものです。

項目1の(2)住宅扶助はデータの更新により昨年の比較より200円程度増えています。この月額、令和4年度被保護者調査、年次調査の個別調査、1人世帯の世帯数及び住宅扶助実績値をもとに算定したものです。

項目1(3)生活保護費については、生活扶助費と住宅扶助を合わせた額で、月額96,589円となります。

	<p>項目2の最低賃金月額、比較対象となる年の改正後の最低賃金額に1か月の平均所定労働時間を乗じ、当該年の可処分所得割合を乗じた金額です。</p> <p>最低賃金額は、令和4年10月に改正した時間額910円に、年間の上限となる法定労働時間(2085.14時間)を12で除した173.8を乗じ、給与収入から税金、社会保険料などを控除して計算した可処分所得率0.807を乗じて算出した額が月額127,634円になります。</p> <p>時間額比較の場合は、生活保護費を可処分所得率0.807で除し、それを1か月平均所定労働時間就労したものとして173.8で除した金額を表示しております。</p> <p>これらを比較しますと項目3のとおり月額で31,044円、時間額で221円、それぞれ最低賃金が上回っております。</p> <p>次に資料No.16(519ページ)、岐阜労働局作成の「令和6年度地域別最低賃金の審議にかかる参考データ」です。詳細につきましては、後程賃金室長から説明いたします。</p> <p>なお、当局職業安定部が取りまとめております雇用失業情勢の6月分については、7月30日に公表されますので、明日開催の第2回専門部会において配布させていただきます。</p> <p>また、岐阜県公表の「毎月勤労統計調査結果」5月分につきましても、公表され次第、配布させていただきます。説明は以上となります。</p>
平野賃金室長	<p>それでは引き続き補足説明をさせていただきます。</p> <p>資料No.16(519ページ)、岐阜労働局作成の「令和6年度地域別最低賃金の審議にかかる参考データ」を御覧下さい。</p> <p>資料としてお付けいたしました中央最低賃金審議会の資料にある指標に対応する岐阜県のデータについて、グラフ化や近隣県のデータと比較するなどした資料を作成しました。</p> <p>まず521ページ、岐阜県の企業倒産情報です。中賃の資</p>

料は帝国データバンクの集計ですが、こちらは東京商工リサーチの集計です。

続きまして 522 ページ、完全失業率の推移です。全国の水準及び近隣県の推移を整理したものでございます。

続きまして 523 ページ、こちらは有効求人倍率の推移です。平成 26 年以降の数値をグラフ化したものです。

続きまして 524 ページ、こちらは新規求人数の推移をグラフ化したものでございます。

続きまして 525 ページ、こちらは新規求人倍率の推移・比較です。新規求人数を新規求職者数で割った数値が新規求人倍率となります。

続きまして 526 ページは岐阜県における新規求人倍率の詳細をグラフ化したものでございます。

続きまして 527 ページ、こちらは消費者物価指数の推移について近隣県の数値を並べたものです。

続きまして、昨年度の最低賃金審議会より中小・小規模事業者の賃上げ支援に関する政府への要望（建議）がなされましたが、その後の報告となります。

まず、529 ページが適正な価格転嫁の推進に向けて県・行政機関・労使団体等が締結した協定書です。県全体で価格転嫁の推進に取り組むこととしております。

続きまして 530 ページは賃上げに活用できる業務改善助成金の申請件数の推移となっております。近年申請件数は大幅に増加している状況でございます。

続きまして、昨年度の審議におきまして賃金・最低賃金の地域格差により労働力が県外に流出しているという議論がございました。これについて賃金格差と労働力人口の流出の因果関係を示した資料ではございませんが、現在の岐阜県の状況につきまして参考資料としてお示しいたします。

532 ページをご覧ください。こちらは岐阜県の教育関係の委員会資料となります。高校の卒業者の就職状況の割

	<p>合、また県外就職者の割合が棒グラフで整理されております。</p> <p>533 ページは国勢調査に基づき集計された昼間人口、夜間人口とその比率となっております。昼夜間人口比率は、岐阜県は全国で42位となっております。</p> <p>また最低賃金額の格差拡大についても近隣県と比較した表を作成しました。</p> <p>535 ページをご覧ください。こちらは愛知との比較になります。折れ線グラフが最低賃金額、棒グラフの部分がランクごとの目安額の差の積み上げた値、さらにその上の薄い部分は目安額を上回る改定額を積み上げた値となります。</p> <p>536 ページは三重県との比較となります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました資料について、御質問等がありましたらお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にありません。</p>
栗山部会長	<p>使用者側委員はいかがでしょう。</p>
川本委員	<p>今事務局から説明のありました520ページの「中央最低賃金審議会資料の指標に対応する岐阜県のデータ」についてです。色々とデータを集めていただきましてありがとうございます。</p> <p>全国と岐阜県のデータの比較について、確認をさせていただきたいと思いますが、今回、中央審のデータで売上高経常利益率であるとか、労働分配率であるとか、よく使う物品の消費者物価指数、これが岐阜県ではどういう値になっているのかっていうのは中々難しいのでしょうか。結構論点だったような気がするのですが。</p>

中村基準部長	<p>労働分配率に関しては、県民経済計算というのが出ていて、令和3年のものが直近で出ているのですが、ただ今回の法人企業統計の数値とはちょっと違うのかなという部分もありまして、もしそういうもので差し支えなければ、御提出できるのかなと思います。</p> <p>御指摘のありました消費者物価指数の中でより購入頻度が高いものに関しては、こちらの方でデータを整理できるかどうかやってみたいと思いますので、次回以降の専門部会で資料の整理状況を事務局の方から御説明させていただきたいと考えております。</p>
川本委員	無理していただく必要は全くございませんので、今有るか無いかだけ確認させていただければと。
中村基準部長	総務省の消費者物価指数の統計がありますので、その中から拾えるかどうか、現在作業中でございますので次回の専門部会で御説明させていただきます。
川本委員	お手数おかけしてすみません。
中村基準部長	とんでもございません。ありがとうございます。
北島委員	<p>労側委員の北島です。昨年も質問したかもしれませんが、資料 No. 15「生活保護費と岐阜県最低賃金との比較」というもの、ずっとこの資料が例年出されておりますが、住宅扶助の方が除かれておりますね。岐阜県ですと、大体今 29,000 円、岐阜市・羽島市・岐南町あたりは 29,000 円、住宅扶助が別に支払われます。</p> <p>生活保護になりますと、医療費がまずかかりません。あと国保料もかかりません。社会保険料と医療費がない状態で生活保護費、これ本当生活に必要なお金として受け取っていくわけですし、通院に必要な、たぶんタクシーで通院してもお金がかからないはずですし、住宅扶助 29,000 円を超えるアパート等に住んでいる方が、それではちょっと扶助が通らないよということで安いアパートに引っ越す</p>

	<p>場合の引っ越し代とエアコン1回分ですね、引っ越しの時に新しいアパートにエアコンがついてなかった場合はエアコンも出るはずです。</p> <p>なので、この資料は、そういうものが全くない状態で、最低賃金で働いておられる方との比較としては少し無理があるのではないかなと私は思います。</p> <p>以上です。</p>
平野賃金室長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>資料No. 15というのは最低賃金を決定するのに際して、生活保護費と比較するというにされておりました、つまり最低賃金が生活保護費を下回ることはないように、その比較に係る計算式ということでございますので、委員がおっしゃられたそういった細かい積み上げ、内容等との比較では無いということで御理解いただければと思います。</p>
北島委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ、今後においては、中央の方の話になるかもしれませんが、生活保護費と住宅扶助のところだけ切り分けてあるので、他の扶助もあるということを少し御検討いただいた方が良いのではないかなと思って申し述べさせていただきました。</p> <p>また、御参考までにお取り上げいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
平野賃金室長	<p>御意見として承りました。</p>
栗山部会長	<p>それでは他には何か御質問はありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、岐阜県最低賃金の改正について、具体的審議に入る前に、労使双方から基本的な考え方についての御意見を伺いたいと思います。</p> <p>まず労働者側委員お願いいたします。</p>

<p>栗本委員</p>	<p>それでは、労働者側の意見として述べさせていただきたいと思います。</p> <p>今年の春闘の結果につきましては、連合の第7回最終集計の結果におきましては、加重平均で5.1%と1991年以来、33年ぶりの水準となる高い伸び率となりました。</p> <p>また、岐阜県内の集計におきましても、昨年を大きく上回って全体集計で4.87%、300人未満の中小では4.47%と高水準の結果が出ております。この賃上げ率の結果につきましては、労働組合があって労使交渉した結果であります。</p> <p>しかし、岐阜県の労働組合の無い職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じて、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体、そして岐阜県全体に広げていくことが必要だと考えております。</p> <p>そして、どの産業につきましても人手不足が深刻化しております。労働力流出は様々な原因がありますが、その1つとなります地域間格差の縮小を早期に取り組むべきと考えております。</p> <p>そして、食料品をはじめとする物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増しております。とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい状況でございます。今年の最低賃金の引上げへの期待感はかつてなく高いと感じております。生活に及ぼす影響の実態を踏まえ、消費者物価上昇率等を考慮した引上げを求めて生きたいと思っております。</p> <p>以上3点を重点におきまして、最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げを目指して審議に臨んでまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>栗山部会長</p>	<p>それでは、使用者側委員お願いいたします。</p>

<p>澤村委員</p>	<p>では、使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。</p> <p>これからの審議につきましては、最低賃金決定の3要素に基づいた議論をしてまいりたいと考えております。生計費、賃金、企業の支払い能力、これらを勘案しますと、本年度の最低賃金を一定程度引上げるということの必要性は理解しておりますが、中小・小規模事業所の現状、大幅な最低賃金の引上げによる影響を十分に配慮した議論が必要であると考えております。</p> <p>岐阜県は、中小・小規模事業所の比率が高く下請け比率も高い県です。賃金を引上げるには生産性を向上させ、価格転嫁を推進し原資を確保するということが必要になってきます。そういった、認識は共通の認識であるかと思いますが、中小・小規模事業所の進捗状況は、まだまだ十分ではなく試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいるというのが現状です。すべての事業所に適用される最低賃金を議論するにあたっては、中小・小規模事業所の現状にしっかり目を向けた議論が必要であると考えております。</p> <p>岐阜県企業の現状、声をお伝えし審議に臨んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>栗山部会長</p>	<p>ただ今、基本的な考え方を労使双方から述べていただきました。他の委員は、特にはこれ以上付け加えることはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは本日の審議はここまでにしたいと思います。</p> <p>お互いの意見を持ち帰っていただきまして、御検討いただきたいと思います。</p> <p>次に議題5「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>平野賃金室長</p>	<p>予定している議題はありません。</p>

栗山部会長	<p>それでは本日の専門部会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>次回の専門部会は、明日7月30日（火）午後1時30分から、会場は変わります、4階B会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
-------	---